

ID: 194

担当部署: 建設水道課

処分の概要	家賃の徴収
例規名 根拠条項	村田町営住宅条例 第15条第1項
例規番号	平成9年条例第33号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第12条、第15条、第35条及び第36条の規定による。 (家賃の決定等)</p> <p>第12条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項に規定する収入の額(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正された収入の額。第26条及び第28条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に定めるところにより算出するものとする。ただし、次条第1項の規定による収入の申告がない場合(次条第1項ただし書に規定する場合を除く。)において、第32条の規定による請求を行ったにもかかわらず、町営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 令第2条第1項第4号に規定する数値は、町長が別に定めるものとする。</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に定めるところにより算出するものとする。 (家賃の納入)</p> <p>第15条 入居者は、第8条第2項の入居可能日から町営住宅を明け渡した日(同条第4項の規定により入居予定者の決定を取り消された場合にあっては取り消された日、第28条第3項又は第33条第1項の規定による明渡しの請求を受けた場合にあっては明渡しの期限として町長の指定する日(明け渡した日が町長の指定する日前であるときは、明け渡した日)、第37条に規定する手続を経ないで立ち退いた場合にあっては町長の指定する日、第38条第1項の規定による明渡しの請求を受けた場合にあっては請求を受けた日。以下この条において同じ。)までの家賃を納入しなければならない。</p> <p>2 入居者は、毎月末日までに、その月の家賃を町長の発行する納入通知書により納入しなければならない。ただし、入居者が月の中途で町営住宅を明け渡した場合(入居者が、第8条第4項の規定により入居予定者の決定を取り消され、第28条第3項、第33条第1項若しくは第38条第1項の規定による明渡しの請求を受け、又は第37条に規定する手続を経ないで立ち退いた場合を含む。)においては、町営住宅を明け渡した日の属する月の家賃は、当該町営住宅を明け渡した日までに納入しなければならない。</p> <p>3 入居可能日が月の中途であるとき、又は町営住宅を明け渡した日が月の中途であるときは、その月の家賃は、日割計算による。 (町営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第35条 町長は、法第40条第1項の規定により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第12条第1項、第27条第1項又は第29条第1項の規定にかかわらず、令第12条に定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。 (公営住宅の用途の廃止による町営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第36条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に</p>	

伴い当該公営住宅の入居者を町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第12条第1項、第27条第1項又は第29条第1項の規定にかかわらず、令第12条に定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

備考

設定年月日

令和3年4月2日

最終変更年月日

年 月 日